地方分権による都市自治の確立に関する要望

各都市それぞれの住民の声と地域特性を生かした個性豊かな活力 ある都市づくりを推進するためには、地方分権による都市自治の確立 が不可欠である。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1.「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」の早期成立を図るとともに、法案成立後、速やかに関係政省令を改正すること。
- 2.住民に身近な事務を中心とする大幅な権限移譲と関与の見直しなどを行うとともに、これに見合った税財源の移譲を行うこと。
- 3.地方分権推進委員会においては、市町村への事務・権限の移譲及 び地方への税財源の移譲等について、地方分権推進の観点に立って、 引き続き十分検討するとともに、地方分権推進計画の実施状況を適 切に監視すること。
- 4. 自主的な市町村合併を促進するため、積極的な財政支援措置を講じるとともに、広域連合に対する財政措置を拡充すること。
- 5. 中核市制度については、その指定要件の見直しを行うこと。

防災・災害・安全対策の充実強化等に関する要望

阪神・淡路大震災を教訓として、大規模災害に対する防災対策等の一層の充実強化、徹底した事故再発防止策の確立が強く望まれている。よって、国は、次の事項について積極的かつ的確な措置を早急に講ぜられたい。

1.地震防災対策特別措置法に基づき、地震に関する調査研究を行うとともに、地震防災緊急事業五箇年計画により実施する事業については十分な財政措置を講ずること。

また、同法に基づく耐震補強事業等に係る補助対象期間の延長を図ること。

- 2.公共施設、公共建築物及びライフライン等の社会的基盤施設の耐震診断等に対する財政措置の充実を図るとともに、これらの施設の耐震性の強化に向けた施策の充実を図り、防災対策を推進すること。
- 3.阪神・淡路大震災によって甚大な被害を受けた被災自治体の復興対策に対して、今後とも十分な財政措置を講ずること。
- 4.被害認定に係る基準の明確化等を図るとともに、地震災害などに備えるため、被災者を支援する制度の充実を図ること。
- 5.消防防災施設整備及び設備整備に対する財政措置の充実強化を図ること。
- 6. 市民の防災意識の高揚、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等

に対する財政措置を充実すること。

- 7.家屋の連鎖倒壊、延焼拡大等の被害が大きい状況に鑑み、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の推進を図ること。
- 8. 大災害等発生時における住民の安全を確保するため、高度な専門性を有し救急救助活動の中心的役割を果たす拠点施設の整備充実を 行うとともに、その適所配置の推進を図ること。
- 9.補助災害復旧事業債の公共土木施設等の過年分充当率を引き上げること。
- 10. 暴風雨に伴う海洋上の漂着物による被害に対して措置を講ずること。
- 11.船舶の油流出事故等に対する被害対策の確立について、外洋対応型回収船等の適所配置など、徹底した油流出事故防止策を講じるとともに、被災自治体に対する財政支援等の措置を講じること。

また、外国船の油流出事故にかかる対外交渉窓口を設置すること。

水の安定供給確保対策の促進等に関する要望

市民生活、都市活動を支える重要な基盤である水は、近年の需要量の増加への対応等その安定供給確保対策が必要不可欠となっている。

よって、国は、安定的な水の確保のため、各種かん養施策や水資源 調査事業等に対する財政上の積極的な措置を講ずるとともに、利水の 実態に合った水利権の弾力的な運用を積極的に推進すること。

新・全国総合開発計画等の推進に関する要望

2 1世紀にふさわしい国土づくりを進めていくためには、地域の活性化を図り国土の均衡ある発展を実現することが必要である。

よって国は、新・全国総合開発計画等の推進に関し、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

過疎地域活性化のための新立法措置に関する要望

過疎地域の活性化については、これまで三度にわたり制定された法律に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策が実施され、その成果は徐々に現れてきている。

しかし、過疎地域では、今後とも解決すべき多くの課題が残されて おり、活力ある地域づくりのためには、なお一層強力な過疎対策を必 要とする状況である。

よって国は、国土のフロンティアとして、次の事項の実現を図ること。

- 1.過疎地域活性化特別措置法は、平成 11 年度末をもって法期限を 迎えることとなっているが、引き続き過疎地域のより一層の活性化 を図るため、「新過疎法」を制定すること。
- 2.過疎債及び辺地債の対象事業を拡大し、大幅な増額を図るとともに、地方交付税による財源措置を拡充強化すること。

北方領土の復帰促進に関する要望

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島のいわゆる北方領土の早期復帰は、日本国民すべての悲願である。

よって、国は、北方領土に関する我が国の基本方針に基づき、引き 続き、強力な外交交渉を行い、北方領土の復帰促進を図ること。

「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保 するための措置に関する法律」に関する要望

去る5月24日に成立した「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」には、第9条において、地方公共団体への協力を求めることができる規定が設けられており、その内容如何によっては、住民生活・地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすものと懸念される。

国においては、その想定される地方公共団体や国以外の者に対する協力項目例を示しているが、未だ不明確な状況にある。

よって、国においては、適時・的確な情報提供に一層努めるとともに、地方公共団体の意向を十分に尊重すること。

情報化施策の推進等に関する要望

近年、我が国においては、住民ニーズの多様化、あるいは情報通信機器の発達により、行政サービスの広域化、自動化、手続きの簡素・効率化が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.戸籍法の改正により可能となった市町村における戸籍事務のコンピュータ化等を促進するため、機器の導入に要する経費について財政支援の充実を図ること。
- 2.住民サービスの向上、行政の簡素効率化に資する住民基本台帳ネットワークシステムの整備を推進するため、必要な設備の整備や運営等について所要の財政措置を講ずること。

また、個人情報の保護については、万全の措置を講ずること。

3. NTT通話区域の見直しにあたり、社会、経済圏の広域化等を十分に考慮し、都道府県をそれぞれ一つのユニットとした単位料金区域の設定を図るなど、利用者の利便性の向上と料金格差の是正に努めること。

選挙制度等の改善に関する要望

選挙等について、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.船員には、その労働条件の特殊性により不在者投票の特例があるが、とりわけ長期航海にある者にとって、その行使は事実上不可能であるため、洋上における船員が公民権としての選挙権を行使できるよう対策を講ずること。
- 2.個人による政治献金を奨励するため、個人の政治献金に係る税制 上の優遇措置について、指定都市以外の市長についても指定都市の 市長と同様の取扱いとなるよう関係法令を改正すること。

また、個人献金に対する課税上の優遇措置の期間を延長すること。

地籍調査事業の推進に関する要望

地籍調査については、国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とし、 現在では「第4次国土調査事業十箇年計画」に基づき推進されている が、費用算定単価等の問題により大きな財政負担を強いられ、また事 務処理が煩雑であり、膨大な時間と人員を要することからも、調査が 進まない状況にある。

よって、国は、地籍調査事業の推進のため、必要かつ十分な予算措置を講じ、同事業の補助対象についても実態に即した改善を図ること。

郵政事業に係る公金取扱の改善に関する要望

郵政事業に係る公金取扱の改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1.郵便官署における公金収納取扱いについて、郵政省は、平成9年 5月に制度の改善を図られたところであるが、公金収納手数料及び 公金振替処理日数において、今なお民間の金融機関との格差が大き いことから、更なる改善を図ること。
- 2.公金収納に係る資金決済については、現在のところ市職員が郵便 官署の公金口座に振り込まれた公金を、小切手または現金で指定金 融機関の自治体口座に資金運搬しているところであるが、事故防止 及び事務の効率化を図るため、郵便官署から指定金融機関の口座へ 直接入金が行えるよう、制度の改善を図ること。

自治会活動功績者表彰制度等の創設に関する要望

自治会等は、日常生活における住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会や地方自治振興に重要な役割を担ってきたところである。

今後、地方分権型社会に向けて、地域住民が自治会等の活動を通じて、行政に対する関心や住民自治の醸成を図るなど、自治会等の果た す役割は一層大きくなってくる。

よって国は、自治会活動に功績が顕著な者への自治大臣表彰制度等を創設するなど、自治会等による地域社会の活性化を積極的に支援すること。

都市税源の充実確保に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1.地方分権の推進に当たっては、地方の歳出規模と地方税収の乖離を縮小するとともに、国と地方の役割分担に即した地方税源の充実確保を図ることとし、税源移譲を含めて国・地方間の税源配分の見直しを行い、安定的な地方税体系を確立すること。
- 2.税制改正等により都市に減収が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税源措置等により補てんすること。
- 3.固定資産税の平成 12 年度評価替えに際しては、同税が都市の基幹的税目であることから、その安定的確保に十分配慮すること。
- 4.法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、 法人住民税の充実確保を図ること。
- 5. ゴルフ場利用税については、その10分の7が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、現下の逼迫した地方財政のもとで関係都市の貴重な財源となっていることに鑑み、その充実確保を図ること。
- 6 .軽自動車税の対象となる車両の税率区分の見直しを図るとともに、自動車税との負担均衡を考慮しつつ、税率の引上げを図るなど税収

を確保すること。

また、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税方法、課税対象等課税のあり方について早急に実態に見合った見直しを行うこと。

- 7.地方道路譲与税、自動車重量譲与税等の市町村への配分割合を引き上げるなど市町村道路財源の充実確保を図ること。
- 8.税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例については、引き続き見直しを図ること。

9.相当期間にわたって税率が据え置かれている定額課税については、税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、その税率を引き上げること。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な地方一般財源である。また、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、都市自治体においては、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化に努めているところであるが、都市の安定的な財政運営が図られるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1.都市の財政運営に支障がないよう、地方交付税率の引上げ等により地方交付税総額を安定的に確保すること。
- 2.基準財政需要額の算定に当たっては、都市的財政需要の実態に即し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等を図ること。

また、地方分権推進計画に沿った算定方法の簡素化を進めること。

- 3.地方債の元利償還金に対する交付税算入率の引上げ及び対象事業の拡大を図ること。
- 4.国の一般会計を経由せずに、交付税特別会計への直接繰入れを図ること。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講ぜられたい。

- 1.生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保すること。
- 2.政府系資金の充実確保を図ること。
- 3. 既往の借入れに係る政府系資金の繰上償還等の弾力的措置を講ずることにより、急激に増加する公債費負担を軽減し、財政の健全性の確保を図ること。
- 4. 起債対象事業、充当率及び起債許可要件等制度の充実を図ること。 また、貸付利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件を改善すること。 と。
- 5. 地方分権推進計画を踏まえ、起債許可手続きの一層の簡素合理化 を図ること。なお、公共施設の合築、複合化に係る事務手続の簡素 化を図ること。

地方単独事業に対する財政措置に関する要望

都市が、個性豊かで安心できる地域社会づくりに向け、自主的・主体的な活力ある地域づくり、災害に強い安全なまちづくりを進めることができるよう、景気対策に配慮した地方単独事業に係る地方交付税及び地方債の所要額の確保を図ること。

国庫補助負担金の改善合理化に関する要望

地方分権の推進に当たっては、国庫補助負担金の改善合理化を図ることとし、国は、次の事項について適切な措置を講ぜられたい。

1. 国庫補助負担金については、都市自治体の自主性、自立性を高める観点から、地方分権推進計画を踏まえ、国と地方の役割分担、経費負担のあり方を見直し、補助金の廃止や一般財源化等整理合理化を積極的に推進すること。

なお、この場合、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にするとともに、単なる地方への負担転嫁とならないよう、不交付団体も含め、十分な財源の確保を図ること。

- 2.国庫補助負担金に係る補助単価、補助対象範囲、基準数量等については、社会経済情勢の推移等に即して実態に見合った見直し等を行い、地方超過負担の完全解消を図ること。
- 3.交付税不交付団体に対する国庫補助負担金の調整措置を安易に拡大しないこと。
- 4.社会経済情勢の変化により、補助対象資産の有効活用・転用の実施を図るため、制度・運用の弾力化を行うこと。

また、補助金の交付事務の簡素合理化を図ること。

5.第2次地方分権推進計画に基づき、統合補助金の制度化等を図る など、地方分権型社会の実現に資する実効ある制度を確立すること。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な導入を図るため、国は、市町村に積極的な支援措置を行うとともに、特に次の事項について万全の措置を講ぜられたい。

1.介護サービス基盤の整備について

市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成及び自立と判定された特別養護老人ホーム等からの退所者の受入れ体制の整備を含めて介護基盤整備の推進を図るとともに、必要な財政措置を行うこと。

2.財政運営について

(1) 現時点の最新の数値等に基づき、給付総額、人件費を含む運営事務費、市町村特別事業、財政安定化基金の負担、関連する低所得者対策など、介護保険に関する財政支出の総額の見通しを明らかにするとともに、これに対応して必要な予算の確保など具体的な財政措置を十分行うこと。

また、財政措置を講ずるにあたっては、モデル的なケースの設定による検証などによって、個々の都市自治体の実態に即した適切な措置を実施するほか、特に地方交付税不交付団体に対しても十分的確な措置を行うこと。

さらに、今後、想定以上の財政支出が見込まれるなどの事態が

生じた場合は、精算方式による国の追加支出措置など、国の責任において必要な措置を行うこと。

(2) 国は、25%の国庫負担のうち 5%を調整交付金として配分することとしているが、このような方法により個々の都市における介護保険制度の円滑な運営が確保されるかどうかを検討したうえ、必要に応じ、別枠の調整交付金を設けるなど新たな追加措置を行うこと。

また、財政安定化基金の原資の拠出については、市町村における介護保険関係財政の運営実態の見通しを踏まえ、国及び都道府県の負担とするよう検討すること。

(3) 介護保険制度の円滑な運営のためには、資金繰りに支障を生ずることのないよう必要な措置を行うこと。

3.保険料について

- (1) 保険料負担の高額化について適切な措置を行うこと。
- (2) 介護保険の保険料負担が加わることにより、国民健康保険の保 険料の収納率が低下した場合等に対する影響について必要な措置 を行うとともに、早期にその具体的方針等を明らかにすること。
- (3) 第1号保険料に係る年金からの特別徴収については、年度途中においても介護保険料特別徴収の弾力的な取扱いが可能となるようにすること。

4.保険給付について

- (1) 介護報酬の設定にあたっては、地域特性に配慮しつつ、民間事業者の参入を促進するため適切なものにするとともに、介護報酬の単価等の具体的内容について早急に明らかにすること。
- (2) 現金給付を含め、家族介護に対する支援策について、さらに検討を加えること。
- (3) 介護保険及び医療保険両者の給付の範囲を明確にすること。
- (4) 2号該当者が障害者施策介護を受けている場合や、障害者が65歳に達したときのサービス給付のあり方について検討すること。

5.要介護認定について

- (1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定審査会委員及び介護支援専門員等の育成対策を積極的に推進すること。
- (2) 介護認定審査会における審査が実態に即しながら公平かつ的確に、しかもスムーズに行われるよう、要介護状態区分の変更事例 集を整備するなどできる限り配慮すること。
- (3) 相当の件数が見込まれる苦情等に的確に対処できるよう、適切な処理体制を確立すること。
- (4) 要介護認定に関する1次判定ソフトについては、高齢者介護サービス体制整備モデル事業での指摘事項等を十分に踏まえ、被保険者が理解しやすく、信頼されるものにすること。

また、要介護高齢者の認定情報等を、関係者が共有できる仕組みを検討すること。

(5) 訪問調査表、かかりつけ医意見書等の要介護認定関連資料に対する開示請求が行われた場合の対応については、要介護認定が全国一律の基準で行われ、また、要介護認定に対する信頼確保は全国的な問題であることを踏まえ、国においてモデル的な対処方法を示すこと。

6.低所得者対策について

低所得者に対する利用者負担の軽減措置、現行福祉制度によるサービス受給者に対する継続的な措置などによる財政負担については、 その実情に応じ、国として必要な支援措置を行うこと。

7.事務処理体制について

介護保険制度の準備・実施に伴って必要となる人件費、事務費、 電算処理システム等について、必要な財政措置を行うこと。

8. その他

- (1) 介護保険制度を円滑に運営していくための準備の都合上、早期 に確定する必要がある事項が多数あるので、それらについては、 必要に応じて、市町村と協議しながら速やかに決定し、地方公共 団体に対し明示すること。
- (2) 介護保険制度については、国民の理解を得ることの必要なものが多々あるが、広く周知されているとは言い難い状況にあるので、介護保険制度の財政見通しを踏まえた保険料負担額、一部負担等について、積極的な広報を行うこと。

- (3) 広域連合の場合も含め、個々の保険料の決定にあたって必要となる税関係情報等が得られるよう、関係法令について必要な整備を行うこと。
- (4) 非営利で資金を持たない社会福祉法人等については、12 年 2 月から始まる居宅サービス計画の作成や 12 年 4 月に提供するサービスの介護報酬支払い時期までのつなぎ資金が必要となるため、資金貸付制度等を創設すること。
- (5) 要介護認定により自立と判定された者等に対し、従来実施して いたサービスを継続して実施することが適当と認められる場合に は、所要の財政支援措置を行うこと。
- (6) 在宅介護支援センターについては、本来の老人福祉法に基づく 業務に支障を来さないよう、財政支援措置を行うこと。

廃棄物に関する要望

都市自治体においては、それぞれの地域の状況に応じながら必要な対策を十分講じ、実態に即した総合的なダイオキシン対策を早期に確立し、実施することが急がれる。また、発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえ、物質循環をめざした資源循環型社会を構築し、行政、事業者、住民の役割分担を明確にすることが求められているが、その実現に向けたダイオキシン対策及び総合的な廃棄物政策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.ダイオキシン対策等廃棄物処理について
 - (1) ダイオキシン発生抑制のため、ダイオキシン類の発生メカニズムの解明、小規模な施設を含めた廃棄物焼却施設での発生防止技術の確立、廃棄物焼却施設における焼却灰や周辺土壌の無害化処理技術の開発、環境負荷が少ない製品の開発・製造等、ダイオキシン対策に関連する技術的な諸問題を早期に解決すること。
 - (2) 廃棄物処理諸施設の整備を促進するため、所要予算額を確保すること。

また、補助対象施設の範囲を拡大するとともに、施設・設備改良に対する補助率の引上げを含め、周辺地域対策等の施設整備、ごみの固形燃料化施設(RDF化施設)焼却灰溶融化施設の整備、施設周辺の土壌対策等について、国の財政措置を大幅に拡充する

こと。

- (3) ダイオキシン類に関する環境対策のために必要となる環境影響等の実態調査、測定体制の整備などについても財政措置を大幅に拡充すること。
- (4) 焼却によりダイオキシン類の発生の恐れがあると指摘されている塩素系プラスチック類の製造・使用を抑制するとともに、素材表示の義務化を図ること。
- (5) 水質及び土壌に含まれるダイオキシン類の環境基準を設定するとともに、最終処分場の立地場所に係る安全基準を設定すること。
- (6) ダイオキシン対策に係る農作物の安全基準を設定するとともに、経済的不利益が生じた場合に対する救済措置を図ること。
- (7) 民間の資金・ノウハウを活用した P F I 手法による廃棄物処理 施設の整備を促進すること。
- (8) 野焼きの自粛に伴い処理が困難になっている 1 ・ 2 級河川の雑草について、各々の責任により処理すること。
- (9) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関する広報の徹底、国民の理解を得るような環境整備を図るとともに、国民が安心できる廃棄物処理基準の明確化を図ること。
- 2.総合的な廃棄物政策等について
 - (1) 古紙等の再商品化と再生製品の利用を促進するため、再生資源 物の安定流通対策を推進し、使用比率の向上、市場価格の安定化

を図ること。

- (2) RDF及び廃タイヤの再活用に係る規格化等を設定すること。
- (3) 焼却残灰及びプラスチックごみの溶融固化・資源化に係る技術開発の推進を図ること。
- 3. 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法について
 - (1) 国、事業者において、容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化費用等を適正に負担する措置を図り、市町村の負担を軽減すること。

また、事業者に対する自主回収の促進を図ること。

- (2) 分別基準の緩和を図るなど、市町村が柔軟に対応できるよう必要な措置を図ること。
- (3) 素材表示の義務化、リサイクルしやすい製品の製造、容器包装 使用量の削減、材質の統一、製品のリターナブル化、デポジット 制の導入等を図ること。
- (4) 再商品化の技術開発に取り組むとともに、発生抑制を図り、再生資源物の使用比率の向上及び安定的な流通対策を推進すること。
- (5) 容器包装リサイクル法の対応のため、中間処理施設の設置のための補助基準の緩和を図ること。
- (6) 国、市町村、指定法人及び事業者の意見交換・調整の場を設けること。

- (7) 家電リサイクル法について、市町村の意見を尊重の上、市町村に過大な負担が生じないよう必要な措置を図ること。
- 4.産業廃棄物に係る廃プラスチックのリサイクル化への転換を図るとともに、製造者責任の制度化を図ること。

国民健康保険に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1. 医療保険制度の抜本改革にあたっては、給付と負担の公平化と制度の安定的な運営のため、高齢者を含むすべての国民を対象とした 医療保険制度への一本化を図るとともに、その運営は国の責任において行うものとすること。
- 2.新しい診療報酬体系の構築、薬価基準制度の見直し及び医療費適正化対策の推進を図ること。
- 3.精神・結核の保険優先化に伴う財政負担増や保健事業活動費に対する支援を含め、国保関係予算の所要額を確保すること。
- 4. 国保財政安定化支援事業など国保財政の安定的運営のため、必要な施策の推進を図ること。
- 5.保険料(税)負担の平準化を推進するとともに、低所得者の負担増とならないよう配慮すること。
- 6.保険料(税)収納割合による普通調整交付金の減額算定基準について、その緩和を図ること。
- 7.老人保健制度の健全な運営を図るため、国庫負担の充実により地方財政への影響を含めて措置すること。
- 8. 老人保健制度について、老人医療費拠出金の算定における老人加

入率の上限を撤廃するとともに、調整対象外医療費の基準を緩和すること。

- 9.年金被保険者の資格得喪情報を国保保険者においても利用できるよう制度化を図るとともに、被保険者の資格喪失について、被用者保険者から国保保険者への通知義務の制度化についても検討を行うこと。
- 10. 国保資格を喪失した被保険者が受診したことによる過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるよう関係法令を整備すること。
- 11.海外渡航中の医療行為についても給付の対象とすること。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.老人保健福祉について
 - (1) 市町村老人保健福祉計画に沿って保健福祉施策の積極的な展開を図ることとし、介護保険事業計画の円滑な実施のためにも、サービス供給体制の整備に対する必要な財政措置を行うこと。
 - (2) 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の個室化を推進するなど、施設及び設備整備に対する予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。
 - (3) ホームヘルプサービス事業、ショートステイ事業、デイサービス事業等在宅福祉サービス施策に対する補助制度を充実するとともに、申請手続きの簡素化を図ること。
 - (4) 看護婦・保健婦・介護福祉士等の人材の養成・確保対策を推進するとともに、財政措置の充実を図ること。
 - (5) 高齢者の社会参加を支援する生きがい対策を推進すること。
 - (6) 病院と養護老人ホームを併設する場合に玄関等が共用できるよう配慮すること。
 - (7) 健康審査等老人保健事業に係る補助単価の改善及び補助制度の 充実を図ること。また、一般財源化されたがん検診事業について

は、適切な財政措置を図ること。

- (8) 乳がん、肺がん、子宮がんの検診については、検診体制の見直しを含め、適切な検査法を早急に確立すること。
- (9) 高齢者住宅整備資金貸付制度について、貸付要件の緩和を図ること。
- (10) 臨時福祉特別給付金の支給を実施する場合には、市町村事務の 簡素化と負担の軽減が図られるよう、所要の措置を行うこと。

2.児童福祉について

(1) エンゼルプランをはじめとして子育て及び仕事との両立支援施策を総合的・計画的に推進するため所要の予算額を確保すること。

また、本年度末で終了する緊急保育対策等5か年事業に代わる新たな保育対策促進事業を策定すること。

- (2) 障害児保育事業における助成対象児童の拡大など、特別保育事業の補助制度を充実すること。また、特別保育事業の事前協議については、当該年度協議から前年度協議とすること。
- (3) 保育所等の児童福祉施設の老朽化対策など、施設整備に対する財政支援措置を充実すること。
- (4) 保育所運営費に対する国の負担割合を堅持するとともに、超過 負担の解消を図ること。

また、保育所に係る費用徴収基準について、低所得者に配慮し

た見直しを図ること。

- (5) 保育所の定員変更を行っても安定的な運営が図れるよう、保育単価区分について配慮すること。
- (6) 保育所の職員配置基準の改善を図ること。
- (7) 認可外保育施設に対する財政支援措置について配慮すること。
- (8) 保育所と幼稚園の一元化促進のための財政支援措置の充実を図ること。
- (9) 放課後児童健全育成事業について、地域の実情に即した運営が可能となるよう、運営費及び施設整備費に対する財政措置の充実を図るとともに、障害児に対する指導員の配置について実情に見合った基準とすること。
- (10) 子育てに伴う負担の軽減を図るため、父子家庭対策を充実すること。
- (11) 児童手当に係る支給年齢、支給額の引上げ及び所得制限の見直し等制度の充実を図ること。
- (12) 児童扶養手当に係る所得制限の見直しを行うとともに、支給対象者を父子家庭まで拡大すること。
- (13) 働く女性を支援するため、育児休業制度の充実をはじめ、就労環境の整備を図ること。

3.障害者福祉について

- (1) 障害者プランに沿った障害者福祉施策の積極的な展開を図るとともに、市町村障害者計画の実施に対する十分な財政支援措置を行うこと。
- (2) 障害者小規模作業所に対する補助制度を充実するとともに、同作業所が法定施設になるための要件を緩和すること。また、重症心身障害者(児)通所施設を法定化するとともに、財政支援措置を充実すること。
- (3) 重度、重複障害者への的確な対応のため、措置費の加算制度を充実すること。
- (4) 重度身体障害児への訪問入浴サービス制度を創設すること。 また、重度障害児・者日常生活用具給付等事業の対象用具の拡 充を図ること。
- (5) 精神障害者に対する公共交通機関の運賃等の割引制度を設けるよう関係機関へ要請すること。また、身体障害者の旅客運賃割引制度において、特別急行券についても割引を実施するよう関係機関へ要請すること。

4.生活保護について

- (1) 住宅扶助基準額について、実態に見合うよう引き上げること。
- (2) 生活保護基準の級地区分について地域の生活実態に促した改善を図ること。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・増進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.市町村保健センター施設整備に係る所用の予算を確保するとともに補助制度の充実を図ること。
- 2.保健婦、栄養士等の人材の養成・確保対策を促進すること。
- 3.一般財源化された母子保健事業、休日・急患センター運営費については適切な財政措置を行うこと。
- 4.乳幼児医療費等について必要な財政支援措置を行うこと。
- 5.特定疾患治療研究事業の充実を図ること。
- 6 . 自治体病院事業に係る国庫補助金の充実及び地方交付税の算定強 化を図ること。
- 7. 結核医療施設整備に係る所用の予算を確保すること。
- 8.従前に市町村が伝染病予防法に基づき設置した伝染病隔離病舎建設に係る地方債について適切な措置を行うこと。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営と充実を図るため、国は、次の事項について 積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.国民年金について老後の所得保障という観点に配慮し抜本改革を行うこと。
- 2. 社会保険事務所保有データをオンラインにより市町村に提供する 仕組みを構築すること。
- 3.無年金者の救済・発生防止のため改善措置及び外国籍の無年金者等に対する救済措置を行うこと。
- 4.国民年金に障害基礎年金3級を創設するとともに、支給対象とならない障害者の保険料支払い軽減化を図ること。

生活環境の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.環境ホルモンの影響に関する実態調査・試験研究の一層の促進を図り、その情報提供に努めるとともに、適切な対応策を行うこと。
- 2. 窒素酸化物等による大気汚染の改善を図るため、自動車 NOX 法に則った車種規制の確実な実施、ディーゼル車等に対する排出ガス規制の長期目標の早期実現、低公害車の普及促進等、自動車公害対策の充実強化を図ること。
- 3. 水道事業の健全性確保について
 - (1) 水道事業に係る地方債について、政府資金等良質資金の枠を拡大するとともに、利率の引下げ、償還年限の延長等、発行条件の 改善を図ること。
 - (2) 高料金対策借換債の対象要件の緩和を一層促進し、その枠を大幅に拡大するとともに、政府資金についても対象とすること。
 - (3) 政府資金及び公営企業金融公庫資金の繰上償還については、平成 12 年度も引き続き措置するとともに、その対象となる団体の条件を大幅に緩和すること。
 - (4) 水道管近代化推進事業のうちの石綿セメント管更新事業について、平成 10 年度第3次補正予算限りの措置として行われた補

助採択条件の緩和を平成12年度以降も実施すること。

- (5) クリプトスポリジウム対策として高度浄水施設整備事業に係る人口要件及び資本単価等補助要件の緩和を図ること。
- (6) 一般会計出資債のうち老朽管更新事業に対する元利償還金について不交付団体を含めた財政措置を行うこと。
- 4. 合併処理浄化槽設置整備事業について
 - (1) 合併処理浄化槽設置整備事業にかかる所要の予算を確保するとともに、補助単価の改善及び補助制度の充実を図ること。
 - (2) 処理水放流先の確保について関係省庁間で調整を図ること。
- 5.公害防止計画における地域指定の期限切れとなる地域について、 その延長を図ること。
- 6.火葬場・斎場の施設整備及び周辺整備を図るため、財政支援措置の充実を図ること。
- 7.閉鎖系水域等における水質浄化対策を充実すること。

義務教育施策等に関する要望

義務教育等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.少人数教育を促進するため、地域や学校の実情を考慮しつつ、第6次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を着実に推進すること。
- 2.中学校における免許外教科担当教諭の解消を促進するとともに、 学校図書館司書教諭を全校に配置すること。
- 3.複式学級の学級編制基準の見直しを図ること。
- 4 .特殊学級の学級編制基準の改善を促進するとともに、介助員の配置について措置すること。
- 5 .40 人学級の見直し及びティームティーチングの拡充等少人数教育の推進を図ること。
- 6 .義務教育諸学校における教職員の給与費について、現行の国庫負担 制度を堅持すること。
- 7. いじめの根絶、登校拒否対策及び学校の管理運営のため、教員養成及び研修の充実、スクールカウンセラーの配置促進、心の教室相談員の相談日数増加、外部人材の登用等教職員の配置改善を図ること。
- 8.教育用コンピュータソフトウエア及びインターネット等の整備を 図るとともに、教材費等に対する財政措置を充実すること。
- 9.私立幼稚園に対する補助制度の充実を図ること。

- 10.幼稚園と保育所の一元化促進のための財政支援措置の充実を図ること。
- 11. 義務教育諸学校等において児童、生徒または幼児の教育に供しているテレビの NHK 放送受信料免除措置を継続すること。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を 講ぜられたい。

- 1. 史跡等公有化助成事業に係る所要の予算額を確保するとともに、 用地提供者の譲渡所得に係る特別控除額の引上げ等、税法上の特例 措置の充実を図ること。
- 2. 埋蔵文化財発掘調査事業に係る国庫補助を法定化するとともに、補助制度の充実を図ること。

同和(地域改善)対策に関する要望

同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であると同時に国民的課題であり、都市自治体においても、その解決に向け弛まぬ努力を傾注しているところである。

しかしながら、生活環境の改善をはじめ、教育、就労、産業等の分野における課題はなお残されており、また、差別意識解消のための啓発活動の強化を図ることが重要課題となっている。

よって、国は、次の各省庁所管事項の実現について積極的な措置を講ぜられたい。

各省庁共通

- 1.政府大綱において法的措置、行財政的措置を講ずることとされた事業については、従前と同等の財政措置を講ずるとともに、既存の一般対策で対応することとされた事業についても、地方財政に支障をきたさぬよう、必要かつ十分な予算措置を講ずること。
- 2. 同和問題に関する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図る観点から、国民に対するなお一層効果的な啓発活動を推進すること。

内閣内政審議室

「人権教育のための国連10年行動計画」については、国と地方が 連携して推進する必要があることから、地方公共団体における取組み を促進するべく、所要の措置を講ずること。

総 務 庁

同和問題の早期解決を図るため、地方財政負担の軽減を図るべく必要かつ十分な予算措置を講ずるとともに、施策の総合的推進のため、 各省庁に対する調整機能の強化を図ること。

法 務 省

1. 同和問題に関する正しい理解と認識を深め、人権を尊重する思想の徹底を図る観点から、国民に対するなお一層効果的な啓発活動を 推進すること。

また、地方公共団体が実施する啓発事業について十分な助成を行うとともに、国の委託啓発事業についても内容の充実と委託費の増額を図ること。

2.人権侵害による被害の救済措置等の充実強化を図るため、人権相談業務の窓口の整備を積極的に進めるとともに、相談に応じる職員や人権擁護委員の対応能力の向上を図ること。

また、人権相談業務の内容及び相談体制について、積極的に周知を図ること。

- 3.「パソコン通信」「パケット通信」「インターネット」による差別事象について、その実態把握に努めるとともに、これらによる差別事象の再発防止対策を講ずること。
- 4.「人権擁護推進審議会」の答申等を踏まえ、法的措置を含めた適切な措置を講ずること。

大 蔵 省

- 1.同和問題の解決は、国の責務であり国民的課題であるとの基本的認識に立ち、残された課題の解決に向けた諸施策に対して所要の予算額を確保し、地方財政負担の軽減を図ること。
- 2. 同和対策事業に係る地方債の償還について、地方財政負担の軽減を図る観点から必要な財源を確保すること。

文 部 省

- 1. 高等学校等進学奨励費補助事業について必要な措置を講ずること。
- 2.学校教育及び社会教育における人権思想の普及高揚を図るため、 地方公共団体が主体的に取り組む啓発事業について財政支援措置を 講ずること。
- 3. 同和地区を有する小・中学校の児童・生徒の学力向上に資するため、第6次教職員配置改善計画における同和加配の改善を円滑に実施するとともに、その後も必要な施策を実施していくための加配措置を継続すること。

厚 生 省

隣保館をはじめとする同和地区の福祉施設等の整備について、実状 を踏まえつつ補助制度の充実を図ること。

また、隣保館・保育所の管理運営費についても、その運営に支障のないよう、実状を踏まえた措置を講ずること。

農林水産省

小規模零細地域の生産性の向上と経営の改善を図るため、関係地方 公共団体の実状に十分配慮し、必要かつ十分な措置を講ずること。

通商産業省

- 1. 同和地区企業者の育成振興のため、政府系中小企業向け金融機関に長期低利の融資制度を設けること。
- 2. 同和地区の生活基盤となっている地域産業が自立し得るよう、適切な施策を講ずること。

郵 政 省

「パソコン通信」「パケット通信」「インターネット」による差別事象について、その実態把握に努めるとともに、これらによる差別事象の再発防止対策を講ずること。

労 働 省

- 1.就職の機会均等を阻害する差別事象が今なお跡を絶たない現状にあることから、雇用主に対する指導・啓発事業を積極的に推進すること。
- 2.不安定就労の割合が高い中高年齢者や障害者に配慮し、同和地区住民の就業対策を積極的に進めること。
- 3.高等学校中途退学者等若年層に対する職業訓練施策の充実を図るとともに、公共職業安定所等における職業相談員の確保と職業相談指導体制の強化を図ること。
- 4.「公正採用選考人権啓発推進員」制度の充実を図ること。

建設省

- 1.住環境整備事業について、十分整備が進められなかった地域における当該事業推進のための財政支援に対し、特段の配慮を図ること。
- 2.比較的早期に建設された公営・改良住宅の建替事業や改善事業について、特段の財政支援を図ること。
- 3.住宅新築資金等貸付事業は、生活向上に有効な役割を果たしていることから、貸付限度額、床面積条件について、実態に即するよう改善するとともに、助成対象市町村要件を撤廃し、既貸付事業をすべて対象とすること。
- 4.公営住宅建設事業債の元利償還にあたり、地方交付税への算入措置がとられていないものについては、助成金の交付等により財政負担の軽減を図ること。
- 5. 改良住宅の譲渡については、入居者の自立意欲の向上等を図る観点から、その早期実施が図られるよう、譲渡にかかる権限を知事に 委譲するとともに、譲渡価格算定基準の根本的な見直しなど譲渡要件の緩和を図ること。
- 6.公営住宅法の改正により、地域改善向住宅の家賃の設定方法も変更されるが、地域の実状に応じた弾力的な運用が図られるよう検討すること。

自 治 省

同和対策事業に係る地方債の元利償還金に対する地方交付税の算入率を引き上げるとともに、その償還年限を延伸し、地方財政負担の軽減を図ること。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第8次下水道整備七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費
 - ・事業費を確保すること。

特に、普及の遅れている自治体の下水道整備を促進するとともに、 緊急下水道整備特定事業に必要な財源を確保すること。

- 2.補助対象範囲を拡大するなど、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 3.下水道事業債については、政府資金等を確保するとともに、償還期限の延長及び起債対象範囲の拡大等、貸付条件を緩和すること。 また、元利償還金の地方交付税算入率を引き上げること。

道路・街路の整備促進に関する要望

健全でゆとりある都市生活を支える基盤施設である道路及び街路の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1.新道路整備五箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、現行の道路特定財源制度を堅持するとともに、一般財源を大幅に投入し、道路整備費を拡大すること。

- 2.幹線道路網の整備について
- (1) 高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の幹線道路網の整備促進を図るため、必要な国費・事業費を確保するとともに、整備の遅れている地域の路線に重点を置き、早期に事業着工・完成を図ること。
- (2) 交通拠点へのアクセス道路及び都市の環状道路等の整備を促進 し、道路ネットワークの強化を図るとともに、交通需要マネジメ ント(TDM)施策を強力に推進すること。
- (3) 地域一体振興整備事業等により、道路と広域物流拠点の一体的な整備促進を図ること。
- (4) 高速自動車国道など有料道路の整備にあたっては、現行の全国料金プール制度を堅持するとともに、料金の適正化を図ること。

3.街路事業(土地区画整理・市街地再開発等を含む)に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、土地区画整理事業を円滑に推進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

- 4.災害に強い国土構造を形成するため、道路防災対策の促進と代替性の高い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 5.地域の振興、生活環境の向上等に資するため、緊急地方道路整備 事業を推進するとともに、必要な国費・事業費を確保すること。
- 6.新積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の着実な推進を図るため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 7.沿道の生活環境保全のため、植樹帯や遮音壁、低騒音舗装等の設置を推進すること。

都市公園等の整備促進に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を 促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第6次都市公園等整備7箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 2.緑地保全事業・近郊緑地保全事業等に必要な国費・事業費を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。

また、土地譲渡等に対する税制上の優遇措置の充実を図ること。

3.生産緑地法第10条に基づく生産緑地買取りに対する助成措置を講ずるとともに、都市開発資金貸付制度の充実を図ること。

また、都市生産緑地買取り申し出に係る生産緑地の開発行為等の制限解除期間と相続税納税猶予確定期間との整合を図ること。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、治水関係事業の整備促進に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.第9次治水事業七箇年計画を着実に推進するため、必要な国費・事業費を確保すること。
- 2.第4次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画を着実に推進するため、 必要な国費・事業費を確保すること。
- 3.河川改修事業の推進及び調整池等の整備促進に必要な関係予算を確保するとともに、国庫補助制度の拡充を図ること。
- 4. 準用河川改修事業に係る国庫補助制度の拡充を図ること。
- 5.河川・湖沼における水質保全を推進し、安定した水資源を確保すること。
- 6.地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点を創出するため、水辺空間の整備を推進すること。

公営住宅に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備にあたり、国は、次の 事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.公営住宅の整備促進に必要な国費・事業費を確保すること。
- 2. 既設公営住宅改善事業の補助対象に老朽化したガス管の改修を加えること。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の健全な発展と長期的安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.食料・農業・農村基本法に基づく施策の推進について
- (1) 食料・農業・農村基本法案の早期成立を図ること。
- (2) 国内農業生産の増大を図るため、効果的な食料自給率の目標を設定するとともに、その向上を図ること。
- (3) 農業の持続的発展のため、優良農地の確保を図るとともに、農業生産基盤整備事業の充実及び関係予算の確保を図ること。 また、受益者負担の一層の軽減措置を講ずること。
- (4) 農業経営の体質強化のため、後継者の育成・確保対策及び新規 就農者への支援対策の充実を図ること。
- 2. ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策事業を着実に推進するとともに、必要な予算を確保すること。
- 3.中山間地域等直接支払制度について
- (1) 中山間地域等直接支払制度の創設にあたっては、広範な国民の 合意を得るため、国は、本格的な政策として取り組むかどうかの 基本姿勢をその事業規模の目途とともに明確にすること。

また、同制度が農業政策の根幹や中山間地域等の持つ公益的機能の維持という国土政策の基本的課題に関わるものであることに

鑑み、その財政支出について全額国の負担とすること。

- (2) 実施にあたっては、国・都道府県・市町村の役割分担を明らかにするとともに、市町村の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 対象地域等の指定を市町村が行う場合は、国において指定基準 を明確にするとともに、特定農山村法等のいわゆる五法の指定地 域に準ずる地域など、地域の特別な事情に基づく弾力的な指定が できるような仕組みとすること。
- 4.農地・農業用施設等における災害発生を未然に防止するため、農地防災対策事業等防災対策の推進を図ること。
- 5.生産調整の円滑な実施を図るため、目標面積の配分も含め適切な 見直しを行うととともに、所得補償制度の充実強化を図ること。 また、事務の簡素合理化を図ること。
- 6.米消費拡大の推進を図るため、学校給食米に対する支援措置を充実すること。
- 7. 農産物直売施設等農業への理解を深めるための各種施策に係る施設建設の迅速化のため、農振法等の弾力的運用を図るとともに、税財政措置を拡充すること。
- 8.都市と農山漁村の子供たちの交流を図るため、体験農場などの学習施設の整備を促進するなど、都市と農村の交流施策の充実を図ること。
- 9.農業・漁業集落排水事業を推進するため、関係予算を確保すると

ともに、国庫補助制度の拡充及び事業採択箇所の拡大を図ること。

10.食品の安全性を確保するため、輸入食品を含めた食品表示の適正化を図ること。

また、遺伝子組換え食品については、食品の安全性に関する情報 を公開するとともに、表示の義務づけを図ること。

- 11.特殊肥料の生産及び販売にあたっては、肥料取締法において登録制となるよう法改正を図ること。
- 12. 酪農経営の安定のため、所得確保政策の実現等酪農振興対策の充 実強化を図ること。
- 13. 松くい虫の被害を防止し、松林の保全を図るため、強力な防除対策を講ずるとともに、財政支援措置の充実等必要な予算額を確保すること。

また、被害木の有効活用方法の研究開発を推進すること。

- 14.水産業を取り巻く社会経済情勢の変化と新たな海洋秩序に対応した諸施策を積極的に推進するため、早期に漁業基本法を制定すること。
- 15.まぐろ延縄漁業の存続を図るため、科学的な調査に基づく実効ある漁業資源管理を推進すること。

公共事業用地の確保等に関する要望

公共事業の円滑な推進を図るため、公共用地の確保に関し、国は、 次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.公共事業用地及び代替地の取得に係る譲渡所得の特別控除額の引上げなど、税制上の優遇措置を拡大すること。
- 2.国有地及び旧国鉄用地の処分にあたっては、地方公共団体へ優先的に払い下げるとともに、払い下げ価格について特段の措置を講ずること。
- 3.相続税猶予期間中の農地が、公共事業用地として収用にかかった場合、その相続税等の税制上の優遇措置を拡大すること。
- 4.公共事業の円滑な推進及び良好な生活環境の保全を図るため、建設残土処分場用地の確保等に係る助成措置を拡充すること。

また、建設残土等の再利用の促進を図ること。

5.土地開発公社保有地の処分について、民間への売却を含め、柔軟に対応できるよう制度の改善を図ること。

運輸・交通対策に関する要望

運輸・交通対策の充実強化及び地域の振興を図るため、国は、次の 事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1.港湾・海岸の整備促進を図るため、平成 12 年度港湾・海岸関係 予算を確保し、港湾整備七箇年計画及び海岸事業七箇年計画を着実 に推進すること。
- 2. 整備新幹線について
 - (1) 整備新幹線の建設促進を図るため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の調査を実施し、早期着工を図ること。
 - (2) 建設に伴う地域の財政負担について適切な措置を講ずること。
 - (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備促進を図ること。
 - (4) 新幹線新駅の設置にあたっては、沿線住民等地域の実情に配慮すること。
- 3 . 主要幹線鉄道、都市鉄道の高速化、複線化、路線延長及び地方鉄 道新線建設等の整備促進に必要な予算を確保すること。

また、鉄道や道路の立体交差化等の整備促進に必要な予算を確保するとともに、円滑な実施が図られるよう工事委託料の改善、工事協議期間の簡素合理化、施工範囲を必要な範囲に限定する等につい

てJR各社に対し指導すること。

- 4.高齢者・障害者等が駅を利用する際の負担を軽減するエレベーター、エスカレーター等のバリアフリー化施設の整備を推進するため、 鉄道事業者に対する指導、助成措置等の強化を図ること。
- 5. 軌間自由可変電車(フリーゲージトレイン)の早期実用化を推進すること。
- 6.第7次空港整備七箇年計画を着実に推進するため、国費・事業費 を確保するとともに、地域拠点空港及び地方空港の整備等の促進を 図ること。
- 7.地方バス路線について
 - (1) 地域住民の生活に密着した地方バスの運行を維持するための補助制度を拡充すること。
 - (2) 需給調整規制の廃止に伴い、生活路線として必要な不採算路線の確保に対する公的助成(バスに替る乗合タクシー、コミュニテイバス等を含む)に対する地方負担について十分な財政措置を講ずること。
 - (3) 需給調整規制の廃止に伴う路線バスの退出入については、地域の意見を十分考慮し、慎重に検討すること。
- 8.第6次特定交通安全施設等整備事業七箇年計画の計画的かつ円滑 な推進を図ること。

なお、交通事故防止対策として、四輪車による前照灯の昼間点灯

走行の義務付けを図ること。

- 9.自転車駐車場及び自動車駐車場の整備を促進するため、補助制度等を拡充するとともに、税制上の特例措置の延長・拡充を図ること。また、違法駐車対策を強力に推進すること。
- 10. 観光産業の振興を図るため、観光大学を設立し、地域の活性化を担う人材育成の推進を図ること。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

1.中心市街地活性化対策を強力に推進するため、中心市街地活性化対策関連予算を確保するとともに、地方自治体等の取組みに対する 総合的、効率的支援策を推進すること。

特に、市町村が策定した基本計画に基づく事業の実施、タウン・マネージメント機関(TMO)等への支援策に対して十分な財政措置を講ずること。

- 2.放棄自動車を防止するため、回収制度の導入などにより製造業者等の責任を明確にするとともに、廃車に係る各種法制度の整備を図ること。
- 3.中小・中堅企業の経営基盤の安定及び強化を図るため、融資制度 等の支援措置を充実すること。

特に、中小企業金融安定化特別保証制度については、平成12年4月以降も新たな保証枠で継続すること。

また、商店街振興のため、地域の自主性に基づき商店街振興組合を設立できるよう法改正を図ること。

4.日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の廃止後に設立される日本 政策投資銀行においても、地域開発整備に必要な良質な資金の確保 と出融資機能の充実等が図られるよう、特段の措置を講ずること。

5.公益事業の振興及び地方財政の健全化に資するため、日本自転車振興会及び自転車競技会に対する交付金の見直しを図ること。